

次のとおり総合評価一般競争入札（以下「入札」という。）を行うので、特定調達契約に関する香川県会計規則の特例に関する規則（平成7年香川県規則第85号）第6条の規定により読み替えられた香川県会計規則（昭和39年香川県規則第19号。以下「規則」という。）第166条の規定により公告する。

なお、本公告における調達は、WTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）、政府調達に関する協定を改正する議定書（平成26年条約第4号）によって改正された同協定、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定（平成30年条約第15号）その他の国際約束の適用を受けるものである。

令和2年1月7日

香川県病院事業管理者 太田吉夫

## 1 入札に付する事項

### (1) 調達件名

香川県立中央病院情報システム（電子カルテ・医事システム等）一式の導入等及び附帯業務（以下「本調達」という。）

### (2) 調達案件の要求諸元

仕様書による。

### (3) 導入場所

香川県立中央病院（高松市朝日町1丁目2番1号）

### (4) 導入期限等

導入期限 令和3年5月5日

附帯業務の委託期間 令和3年5月6日から令和10年5月5日まで

### (5) 入札方法

入札者は、入札書を含む技術提案書等（以下「入札書等」という。）を提出すること。必要書類の種類及び部数については、入札説明書による。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### (6) 電子入札に関する事項

本調達は、原則として、かがわ電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）による電子入札とし、特段の定めがある場合を除き、香川県電子入札運用基準（物品等）（以下「電子入札運用基準」という。）に従うこと。ただし、電子入札システムにより難しい場合は、紙入札方式参加届出書を提出し、紙入札方式によることができる。

## 2 契約書作成の要否 要

## 3 契約の内容を示す日時及び場所等

### (1) 入札説明書及び仕様書等（以下「入札説明書等」という。）の交付

令和2年1月7日から同月16日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日）を除く午前9時から午後5時まで）

郵便番号760-8570 高松市番町4丁目1番10号

香川県病院局県立病院課 財務・企画グループ（香川県庁本館18階）

電話番号087-832-3311 F A X番号087-806-0208

E-mail kenritsubyoin@pref.kagawa.lg.jp

なお、入札説明書等の交付を希望する者は、「香川県立中央病院情報システム（電子カルテ・医事システム等）一式の導入等及び附帯業務」に係る入札説明書等交付申請書を提出すること。

ただし、入札参加希望者の事業所の所在地が香川県外にあり、(1)に示した場所において交付を受け難い場合は、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により請求することができる。

ア 請求期限 令和2年1月14日午後3時（必着）

イ 請求先 (1)に示した場所

ウ 請求方法 郵便にあつては書留親展に、信書便にあつては郵便における書留親展に相当する方法に限る。

エ 請求者が用意するもの

(ア) 返信用封筒（宛先を記入した角形2号封筒）

(イ) 返信用切手 210円分+簡易書留320円分

(ウ) 「香川県立中央病院情報システム（電子カルテ・医事システム等）一式の導入等及び附帯業務」に係る入札説明書等交付申請書

オ アからエまでの全ての条件がそろっていない場合は、郵便又は信書便による入札説明書等の交付をしない。

## (2) 現場下見

現場下見を希望する者は(1)に示した場所に対し文書により申し込むこと。文書は、ファクシミリ又は電子メールによる提出も可とする。

なお、申込期限までに申込が無かった場合、現場下見は実施しないこととする。

ア 申込期限 令和2年1月16日午後5時

イ 現場下見に申込出来る者は、本公告に係る入札説明書等の交付を受けた者であることとする。

ウ 実施日時及び実施場所は申し込みがあった者に対して別途通知する。

## 4 契約の内容に関する質問の受付

契約の内容に関する質問がある場合には、令和2年1月22日正午までに、3の(1)に示した場所に対し文書で行うこと。文書は、ファクシミリ又は電子メールによる提出も可とする。

回答は、令和2年1月31日までに、本公告に係る入札説明書等の交付を受けた者全員に対してファクシミリ又は電子メールで通知する。

## 5 郵便等による入札

郵便又は信書便による入札を可とする。ただし、郵便にあつては書留親展に、信書便にあつては郵便における書留親展に相当する方法に限る。

## 6 入札及び開札を行う日時及び場所

### (1) 入札書等の提出

ア 電子入札システムによる場合

(ア) 提出期限 令和2年2月27日午後3時

(イ) 提出方法 電子入札システムによる。

イ 紙入札方式による場合（入札書等を持参する場合）

（ア）提出日時 令和2年2月28日午後1時から午後2時30分まで

（イ）提出場所 3の(1)に示した場所

ウ 紙入札方式による場合（郵便又は信書便による場合）

（ア）受領期限 令和2年2月27日午後3時（必着）

（イ）送付先 3の(1)に示した場所

エ 入札書等の全ての書類がそろっていない場合は、失格とする。

(2) 開札

ア 日時 令和2年2月28日午後3時

イ 場所 香川県病院局県立病院課（ただし、入札書等を持参する紙入札方式による入札者がある場合は、香川県庁北館3階入札室）

7 入札保証金及び契約保証金

規則第152条各号に該当する場合は減免するので、減免を希望する者は、令和2年2月17日午後3時までに入札保証金・契約保証金減免申請書を3の(1)に示した場所に提出すること。

8 入札者の参加資格

単体企業又は共同企業体であって、次に掲げる要件を全て満たす者であること。

(1) 単体企業の要件

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 香川県が発注する物品の買入れ等の契約に係る競争入札参加資格において、A級に格付けされている者であること。

なお、A級に格付けされていない者にあつては、令和2年2月3日午後5時までに「競争入札参加資格審査申請書」を香川県総務部総務事務集中課に提出して、A級格付けを得ること。

ウ 香川県が発注する物品の買入れ等の契約に係る指名停止措置を現に受けていない者であること。

エ 本公告に係る入札説明書等の交付を受けた者であること。

オ 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、次に掲げる者は、この要件を満たすものとする。

（ア）会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者

（イ）民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けた者

カ 令和元年12月31日までに、500床以上の規模の医療機関と、電子カルテシステムの導入等に係る契約を締結し、かつ、これらを全て誠実に履行した者であること。

キ 本調達について、確実に履行する体制が整備されていることを証明した者であること。

ク 共同企業体の構成員でないこと。

(2) 共同企業体の構成員の要件

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 香川県が発注する物品の買入れ等の契約に係る競争入札参加資格において、A級に格付けされている者であること。

なお、A級に格付けされていない者にあつては、令和2年2月3日午後5時までに「競争入札参加資格審査申請書」を香川県総務部総務事務集中課に提出して、A級格付けを得ること。

ウ 香川県が発注する物品の買入れ等の契約に係る指名停止措置を現に受けていない者であること。

エ 本公告に係る入札説明書等の交付を受けた者であること。

オ 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、次に掲げる者は、この要件を満たすものとする。

（ア） 会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者

（イ） 民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限り。）を受けた者

カ 他の共同企業体の構成員又は単体企業で本件入札に参加していないこと。

### (3) 共同企業体の要件

ア 共同企業体の構成員のいずれかが、令和元年12月31日までに、500床以上の規模の医療機関と、電子カルテシステムの導入等に係る契約を締結し、かつ、これらを全て誠実に履行した者であること。

イ 本調達について、確実に履行する体制が整備されていることを証明した者であること。

ウ 構成員の数は2者又は3者とし、任意かつ自主的に結成するものであること。

エ 各構成員の出資比率は、2者の場合は30%以上、3者の場合は20%以上であること。

オ 共同企業体の代表構成員は、出資比率が最大の構成員であること。

## 9 入札者に要求される事項

(1) 入札に参加を希望する者は、単体企業にあつては8の(1)、共同企業体にあつては8の(2)及び(3)の要件を満たすことを証明する書類を令和2年2月17日午後3時までに、3の(1)に示した場所に提出し、当該書類に関し説明を求められた場合は、入札に参加を希望する者の負担において、完全な説明をしなければならない。

(2) 電子入札システムによる入札参加を希望する者は、(1)の書類を提出する前に電子入札システムにより入札参加資格確認申請を行うこととし、紙入札方式による入札参加を希望する者は、当該書類とともに紙入札方式参加届出書を提出することとする。

(3) 提出された書類を審査した結果、入札の参加資格を満たすと認められた者に限り入札に参加できるものとし、審査の結果は、電子入札システムにより令和2年2月21日までに通知する。（紙入札を希望する者には、ファクシミリ又は電子メールにより通知する。）

## 10 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び規則第171条各号に掲げる場合における入札は、無効とする。

## 11 入札又は開札の取消し又は延期による損害

天災、電子入札システムの不具合その他やむを得ない事由がある場合又は入札に関し不正行為がある等により競争の実効がないと認められ、若しくはそのおそれがあると認められる場合は、入札又は開札を取り消し、又は延期することがある。この場合、入札又は開札の取消し又は延期による損害は、入札者の負担とする。

## 12 落札者の決定方法

### (1) 総合評価の方法

総合評価は、「香川県立中央病院情報システム選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において、別記の「香川県立中央病院情報システム（電子カルテ・医事システム等）一式の導入

等及び附帯業務に係る落札者決定基準」(以下「落札者決定基準」という。)に基づき行う。

なお、仕様書記載の要件のうち一つでも実現不可能であると判断した場合、技術提案書等の内容について説明及び追加書類の提出を求められた際に入札者の負担において完全な履行が出来なかった場合又はプレゼンテーションを実施する場合においてプレゼンテーションに参加しなかったときは、失格とする。

## (2) 落札者の決定方法

規則第147条第1項の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札を行った者で、かつ(1)により失格にならなかった者のうち、別記の落札者決定基準により得られた総合評価の点数が最も高い者を落札者とする。

落札者決定基準により得られた総合評価の点数が最も高い入札者が2者以上あるときは、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

## (3) 入札結果は、香川県物品の買入れ等の契約に係る競争入札等の周知及び結果の公表に関する要綱及び電子入札運用基準に基づき公表する。

## 13 落札の無効

落札者は、落札決定の通知を受けた日から5日以内に契約を締結しなければならないが、この期間内に落札者の責めに帰すべき事由により契約書を作成しないときは、その落札は、無効とする。

ただし、契約書を郵便又は信書便により送付する場合その他やむを得ない事由がある場合は、この期間を延長することができる。

## 14 予約完結権の譲渡

落札者は、落札決定後契約締結までの間において、予約完結権を第三者に譲渡してはならない。

## 15 その他

(1) 詳細は、入札説明書等による。また、入札説明書等の交付を受けることは入札者の参加資格でもあるので、3の(1)に示した日時及び場所において、交付を受けること。

(2) 契約手続において使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨とする。

(3) 落札者が正当な理由がなく契約を締結しないときは、香川県物品の買入れ等に係る指名停止等措置要領(平成11年香川県告示第787号)に基づく措置を講じる場合がある。

(4) 8の(1)のイ及び8の(2)のイの資格審査に関する事項の照会先及び競争入札参加資格審査申請書の提出先は以下のとおりとする。

郵便番号760-8570 高松市番町4丁目1番10号

香川県総務部総務事務集中課 物品調達グループ

電話番号087-832-3631 F A X番号087-833-0352

## 16 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required:

Implementation of information system (electronic medical chart system, medical accounting system, etc.) for Kagawa Prefectural Central Hospital, and related work

(2) Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system:

3:00 PM on February 27, 2020

Date and time for hand-delivered submission of tenders:

1:00 PM-2:30 PM on February 28, 2020

(By mail; tenders must be submitted by 3:00 PM on February 27, 2020)

(3) Contact point for the notice:

Prefectural Hospitals Division, Bureau of Prefectural Hospitals, Kagawa Prefectural Government, 4-1-10 Bancho, Takamatsu, Kagawa, 760-8570, Japan.

TEL 087-832-3311

(4) We use the Japanese language and the Japanese yen in the procedures of the contract.

別記

香川県立中央病院情報システム（電子カルテ・医事システム等）一式の導入等及び附帯業務に係る落札者決定基準

1 総合評価の点数

1,000点満点とし、点数の配分は、価格点500点、技術点500点とする。

2 総合評価の方法

次の(1)及び(2)の合計点による。

(1) 価格点

次の算出方法により算出した点数

$$500点 \times (1 - (\text{入札価格} \times 1.1 / \text{予定価格}))$$

入札価格は、令和3年度から令和10年度までの総額（消費税及び地方消費税を含まない金額）とする。また、入札価格に1.1を乗じた額が、予定価格の範囲内であることとする。

なお、価格点の点数については、小数点第1位を四捨五入する。

(2) 技術点

ア 仕様充足評価点

技術仕様書について、次の評価区分毎に充足状況を評価する。

大項目	評価区分	配点
包括的基本要件（システム化の基本方針） 包括的基本要件（システム基本要件） 包括的基本要件（開発・教育要件） 包括的基本要件（保守要件） 包括的基本要件（ハードウェア要件）	1	40
包括的基本要件（データ移行要件）	2	50
電子カルテシステム（基本要件） 電子カルテシステム（電子カルテ全般） 電子カルテシステム（オーダリング機能） 電子カルテシステム（看護支援機能） 電子カルテシステム（チーム医療機能） 電子カルテシステム（クリニカルパス機能） 電子カルテシステム（部門システム機能） 電子カルテシステム（マスタメンテナンス機能） 電子カルテシステム（その他要件） 重症病棟支援システム 感染管理システム 診療記録書式作成管理システム 看護業務支援システム 参照カルテ・診療DWHシステム 資源管理・端末管理システム	3	80
医事会計システム・医事DWHシステム POS	4	40

債権管理システム レセプトチェックシステム 再来受付機		
診察案内・会計案内表示盤システム 診療情報管理システム 検体・細菌検査システム 病理検査システム 診断R I S 栄養管理システム 検診システム 薬品在庫管理システム 各種画像管理・自科検査システム 周産期カルテシステム	5	40
仕様充足評価点計		250

点数は、評価区分ごとに次の算出方法により算出し、その合計点とする。

各評価区分の配点×（技術仕様書小項目別の採点結果の合計／（小項目数×5））

なお、評価区分ごとの点数に小数点第1位未満の端数があるときは、小数点第1位を四捨五入する。

また、技術仕様書小項目別の採点は、次の基準により行う。

判定基準		点数
A	仕様を充足（ソフトウェアの性能についての項目については、パッケージソフトウェア標準機能として仕様を充足する場合のみとする。）	5
B	パッケージソフトウェアをカスタマイズして仕様を充足（ソフトウェアの性能についての項目のみ。）	3
C	仕様が要求する内容と同等の代替案	5
	若干の問題が有るが仕様が要求する内容と概ね同等と認められる代替案	2
	仕様が要求している内容と同等とは認められない代替案	失格
D	仕様を充足することが不可能	失格

#### イ 技術提案評価点

技術提案書について、次の評価区分ごとに点数を決定し、その合計点とする。

評価区分	評価基準	配点
機器構成についての提案	機器構成について、提案内容を評価する。（特にサーバ仮想化、ストレージ統合化など） ※提案書以外に、機器・システム等一覧表の具体的内容を検証して評価する。	30
県の基幹病院に相応しい付加機能についての提案	香川県の基幹病院として急性期医療に機能特化し、高度医療や三次救急医療に重点化することに関し、仕様に記載している項目以外に有効な提案があれば評価する。	30



保守対応についての提案	保守対応に関して、システムの円滑な運用を実現するための方策について、有効な提案があれば評価する。	30
長期利用についての提案	経年によるシステムの陳腐化を防ぎ、保守期間以上の継続利用を可能とする方策について、有効な提案があれば評価する。	50
データ移行についての提案	現行のシステムからのデータ移行に関して、システムの円滑な運用を実現するための方策について、有効な提案があれば評価する。	50
シームレスなシステム間連携についての提案	医療情報システム全体の構成を理解し、シームレスなシステム間連携を構築することによる医療情報システム全体の性能・利便性向上について、有効な提案があれば評価する。	60
技術提案評価点計		250

なお、技術提案書の評価方法は、評価区分ごとに次の判定基準により行う。

判定基準	点数
病院にとって著しい利点が認められる提案	配点の100%
病院にとって大きな利点が認められる提案	配点の75%
病院にとって一定の利点が認められる提案	配点の50%
病院にとって若干の利点が認められる提案	配点の25%
病院にとって利点が認められない提案	配点の0%